

住宅取得奨励金交付事業について

1. 対象者

市内に住宅を新築または購入した夫婦または18歳未満の子どもを養育している、次の要件すべてに該当する世帯。(中古住宅の購入は対象外です)

- ① 自己の居住用として、所有権保存登記または、所有権移転登記されていること。
- ② 奨励金交付申請日において、申請者が満40歳未満であること。
- ③ 申請人及び同居者全員が市税を滞納していないこと。
- ④ 所有する住宅が公共事業のため収用され、代替えの住宅を新築又は購入した住宅ではないこと
- ⑤ 住宅の新築又は購入に対し、国・県・市等より補助金等の助成を受けていないこと。
- ⑥ 申請者は住宅の所有権割合を5割以上有していること。

※住宅取得した日または、住民票を移した日から半年以内に申請してください。

2 事業期間

平成31（2019）年度から2年間

（平成31（2019）年4月1日～平成33（2021）年3月31日まで）

3 奨励金の額

25万円（申請のあった翌月末に一括で交付します）



4 奨励金の申請

奨励金を受けようとする方は、次の書類を提出してください。

- ① 交付申請書（様式第1号）
- ② 世帯全員の住民票の写し（続柄、世帯主及び本籍を表示）【相生市役所市民課/窓口2番】
※世帯全員…同居世帯も含まますので2世帯住宅等の方は、2世帯分が必要です。
- ③ 建物（取得住宅）の全部事項証明書【神戸地方法務局龍野支局で取得】
※所有権保存登記された物（=権利部(甲区)が表示された物）の取得が必要です。
- ④ 住宅付近の見取り図（様式第2号）
- ⑤ 完成後の住宅外観写真（イメージ図不可）
- ⑥ 前年度分の納税証明書【相生市役所徴収対策室/窓口7番】
（税目は国民健康保険税、市県民税及び固定資産・都市計画税で、同居世帯のうち納税義務のある者全員分）
※平成31（2019）年度申請：平成30年度分（平成29年中所得にかかるもの）
※ただし、証明書の発行は発行年の1月1日現在に住所があった市町村役場で発行されます。転入などにより、平成30年1月1日時点で相生市に住民票がない場合は、前住所地で取得してください。
※課税証明書、完納証明書では申請いただけませんので、ご注意ください。
※納税義務者全員が非課税の場合は、全員分の非課税証明書をご提出ください。
- ⑦ その他市長が必要と認める書類

5. 税関係

この奨励金は、市民税の雑所得として課税の対象となります。

また、所得税においては、給与所得者の場合、確定申告をしなければなりません。

6. 住宅ローン【フラット35】優遇措置について

相生市では、若者の定住による地域の活性化を目的とし、独立行政法人住宅金融支援機構と住宅ローン【フラット35】について協定を締結しました。優遇措置を受けるには、市が発行する「利用対象証明書」を、借入れの契約時まで【フラット35】取扱金融機関に提出する必要があります。

【フラット35】子育て支援型・地域活性化方とは…

子育て支援や地域活性化について、積極的な取り組みを行う市町村と住宅金融支援機構が連携し、住宅所得に対する市町村による補助金交付等とセットで【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げる制度です。

	金利引き下げ期間	金利引き下げ幅
【フラット35】子育て支援型 満18歳未満の子どもがいる世帯 (胎児を含む)	当初5年間	【フラット35】の 借入金利から 年 Δ0.25%
【フラット35】地域活性化型 申請日より過去3年以内に、相生市 外から転入してきた世帯		



○ お問い合わせ ○

相生市 企画総務部 定住促進室

〒678-8585 兵庫県相生市旭一丁目1番3号

TEL 0791-23-7125/FAX 0791-22-6439

Mail teiju@city.aioi.lg.jp